

営業者の皆様へ 《栄養成分分析のご案内》

新しい食品表示制度が平成27年4月1日よりスタートし、栄養成分表示が義務化されました(生鮮食品は任意)。

表示基準に沿った適切な表示を行うためにも、理論値ではなく、実際の分析値に基づいた栄養成分表示をおすすめします。



① 原則、全ての一般用加工食品と添加物に義務付けられ、経過措置期間は5年間です。(R2. 3. 31まで)

② 一部の事業者や食品は栄養表示の省略ができます。

表示すべき事項と表示方法

表示項目

義務	熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量
推奨	飽和脂肪酸、食物繊維
任意	糖類、糖質、コレステロール、ビタミン・ミネラル類



栄養成分表示 1食(〇〇g)当たり

熱量	〇〇 kcal
たんぱく質	〇〇 g
脂質	〇〇 g
炭水化物	〇〇 g
食塩相当量	〇〇 g

★表示は5項目で、順番や文字の大きさも決まっています。

★ナトリウム量は消費者にとって分かりやすい「食塩相当量」で表示されます。

検査料金：栄養成分分析セット 22,000円(10%税込み)

(検査内容は、エネルギー(熱量)・水分・たんぱく質・脂質・炭水化物・灰分・ナトリウム・食塩相当量の8項目です。)

経過措置満了となる令和2年3月には駆け込みの検査依頼が多くなると思われませんが、分析には時間を要します。早めの検査受検にご配慮いただきますよう、よろしくお願いたします。

(お問い合わせ先)

厚生労働大臣登録検査機関
一般財団法人 宮崎県公衆衛生センター

〒880-0032 宮崎市霧島1丁目1番地2
宮崎県総合保健センター1F

TEL 0985-24-7400 FAX 0985-24-8588



強調表示について

- ① 「食物繊維たっぷり」「カルシウム入り」など、栄養成分が多いことを強調する
- ② 「無脂肪」「低カロリー」などのように、栄養成分が少ないことを強調する
- ③ 「従来品よりビタミン〇を強化」「従来品より脂質を低減」など、栄養成分が強化されたことを強調する

など、栄養成分が補給できる又は適切な摂取ができる旨の表示をすることを強調表示といたします。強調表示をする場合は、定められた基準値を満たす必要があります。

栄養成分を多く含んでいることを強調する表示

- ★「食物繊維が多い、豊富」など
食品100gあたり6g以上
- ★「食物繊維を含有、供給」など
食品100gあたり3g以上
- ★「カルシウムが多い、豊富」など
食品100gあたり204mg以上
- ★「カルシウム入り、含有」など
食品100gあたり102mg以上

栄養成分が少ないことを強調する表示

- ★「ノンカロリー」
食品100gあたり5kcal以下
- ★「カロリーオフ」
食品100gあたり40kcal以下
飲用は100mlあたり20kcal以下
- ★「ノンオイル」
食品100gあたり脂質0.5g未満

カルシウムたっぷり

食物繊維が豊富

従来品より鉄分を強化・従来品より脂質を低減



ビタミンC入り

カロリーゼロ

低カロリー・低脂肪

今後は申し込みが大変多くなることが予想されますので、早めにご依頼ください。